

生活保護のしおり



生活保護とは

自分たちの能力や資産などを活用し、せいはいばい努力しても、なお生活ができない場合に、国が一定の基準に従って最低生活に不足する分についてお金を支給したり、医療や介護を受けられるようにするとともに、一日も早く、自分の力で生活していけるように手助けをする制度です。

生活に困った方が保護を受けることは国民の権利です

日本国憲法第25条には「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定められており、生活保護を受けることは、国民の権利です。したがって、生活に困っているときは、生活保護法の定める一定の要件のもとに、誰でも生活保護を受けることができます。

保護を受けるときに

- 働ける人は能力に応じて働き、自分の力で生活できるようつとめてください。
- 暴力団員には原則として保護を適用しません。急迫した状況にある場合を除き、申請は却下します。
- 保有する現金や預貯金は生活費にあててください。
- 生命保険に加入している場合は、原則として解約して返戻金を生活費にあててください。ただし、解約返戻金及び保険料額が少額である場合には、保有が認められることがあります。
- 親・子供・兄弟姉妹など、民法上の扶養義務のある方からできるだけ援助を受けてください。
- ほかの社会保障制度（例えば傷病手当や雇用保険・労災保険・国民年金・厚生年金・児童手当・児童扶養手当など）を受けられる場合は、すべて受けてください。
- 過去に年金担保貸付や恩給担保貸付を利用するとともに生活保護を受けていた方が、再度年金担保貸付等を利用している場合、急迫した状況にある場合等を除き、原則として保護は適用できません。また、生活保護受給中は年金担保貸付等を受けることができません。
- 自動車の保有・使用は原則として認められません。
- 貴金属、有価証券などは処分して、生活費にあててください。
- 現在居住している建物・宅地については、原則保有が認められますが、それが非常に処分価値の高い場合は、売却してください。また、場合によっては「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」の貸付を受けられることがありますので、社会福祉協議会に相談してください。なお、ローン付住宅については、原則として保有が認められません。ただし、ローンの繰り延べが行われている場合、またはローン返済期間も短期間で支払額も少額である場合には、保有を認められることがあります。
- 自分が耕作し、収益のある田・畑は保有を認められることがありますが、耕作できない土地に

ついては、売却や賃貸を図ってください。

- 自分が事業用などで利用している山林・原野は保有が認められることがあります。利用できない土地については売却や賃貸を図ってください。
- 保護を受けたときに、世帯の収入状況に変動があれば、すみやかに、福祉事務所に届出を行うことになります。また、福祉事務所においても、保護を受けた方の課税状況調査を実施して、収入状況の把握を行っています。

保護を受けるまでの手続き

相談

生活に困って、生活保護のことをお聞きになりたい方は、福祉事務所に相談してください。



申請

生活保護の申請意思のあるかたは、生活保護を利用するための申請書類を提出します。



調査

申請されますと、福祉事務所の地区担当員（CW）が生活状況、資産状況などを調査します。

調査内容は・・・



家族の収入がどれくらいあるか

さしあたって、暮らしに必要のない資産を活用する方法はないか

働いて収入が得られる道はないか

親・子・兄弟姉妹からの援助はどうか

年金、手当などの給付は受けられないか

決定

調査に基づき、国が決めている基準をもとに計算して、あなたの世帯の最低生活費と収入を比べて、保護が必要かどうか決定します。



通知

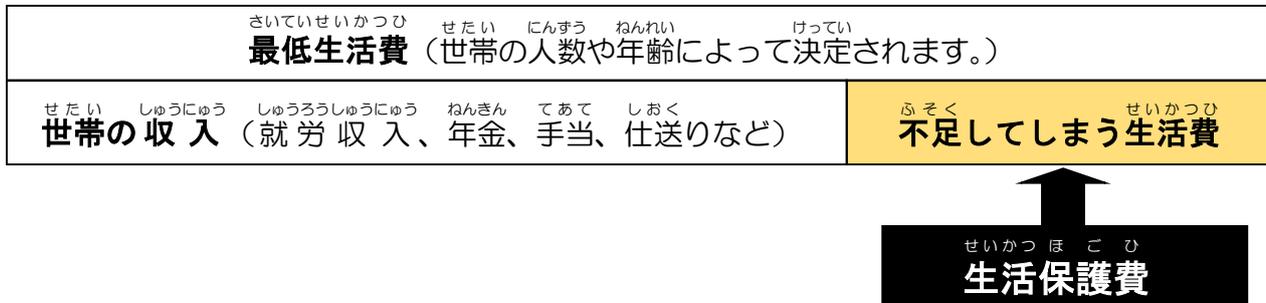
保護が受けられる場合⇒あなたに保護開始決定通知書をお渡しします。

保護が受けられない場合⇒あなたに保護却下決定通知書をお渡しします。

保護が受けられるかどうかは、申請した日から14日以内、遅くとも30日以内に通知します。なお、30日を超えた場合には却下されたものとみなすことができます。

■ 保護はこんなときに受けられます

生活保護は原則としていっしょに生活している家族すべてをひとつの世帯として、世帯ごとに適用します。そして国が決められている基準（最低生活費）に比べて、世帯全体の収入額が不足する場合に、その不足分を保護費として支給します。



最低生活費とは・・・世帯の状況に応じて、国が決められている保護基準をもとに計算されます。

世帯の収入とは・・・あなたやあなたの家族が働いて得た収入、年金や手当などの他の法律により支給される金銭、親族からの援助、預貯金、保険金、他人からの借金、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯収入全部を合計したものです。

■ 保護の種類

生活保護には次の8種類の扶助があり、国が定めている基準によって支給されます。

- 生活扶助
 たべるもの・きるもの・でんき・ガス・すいどうなどの日常のくらしのための費用
- 住宅扶助
 やちん ちだい じゅうたく ほしゅうなどの費用
- 教育扶助
 しょうがっこう ちゅうがっこう ぎむ きょういくにかかる学用品・教材費・給食費・学級費などの費用
- 医療扶助
 びょうき ちりょうのため、いしゅにかかる費用
- 介護扶助
 かいご サービスをうけるための費用
- 出産扶助
 お産をするための費用
- 生業扶助
 しごとにつくための費用、ぎのう ぎじゅつ みにつけるための費用、こうとうがっこう しゅうがく するのための費用
- 葬祭扶助
 かそうなどのそうぎひよう



■ 生活保護を利用する方の義務

- 生活向上に向けた努力をする
働けるかたはその能力に^{のうりよく}応じて、働いて^{はたら}収入を得ることができるよう^{つと}努めてください。
病気やけがで働けないかたは、病院を受診し、治療に専念してください。
- 保護費を支給目的のために使う
住宅の家賃、教材費などの学納金は、それぞれの用途のために支給しているものですので、滞納がないようにしてください。
- ケースワーカーの指示に従う
ケースワーカーから、生活保護の目的の達成に必要な指示や指導を受けたときは、これに従わなければなりません。
- 次のような場合は、必ず届出をしてください。
 - ・世帯状況に変化があったとき
(例) 住所が変わるとき
家族に変化があったとき
(出生・死亡・転入転出・入退院・入退学・休学・卒業・事故・結婚など)
就職や離職をしたとき
帰省などで家を長期間留守にするとき
その他生活状況に大きな変化があったとき
 - ・収入に変化があったとき
(例) 給与や賞与を受け取ったとき
年金など公的手当があったとき
生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき
交通事故の慰謝料などがあったとき
債務整理による過払金があったとき
その他あらゆる収入の申告が必要です。



〒300-8686 土浦市大和町9-1 ウララ1ビル
土浦市福祉事務所 (土浦市役所 社会福祉課 保護第一・第二係)
電話番号 029-826-1111